外来感染対策向上加算について

- ○受診歴の有無に関わらず、発熱その他の感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受け入れを行っております。
- 一般の患者様との動線を分けるため、可能な限り事前に電話連絡をいただけますようお願いいたします。
- 適切な感染防止対策を講じた上で診療を行います。

院内感染対策

- 1 院内感染対策に係る体制 本院では、院長を「院内感染管理者」と定め、「感染防止対策部門」を設置し、診療所全体で感染対策に取り組んで います。
- 2 院内感染対策の業務内容 本院では、全ての職員が遵守する「感染防止対策業務指針」及び「手順書」を定め、標準予防策や感染経路別予防策 等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防を実施するため、防護服等の着脱など有事の際の訓練を実施 しています。また、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対 策の実施状況等を確認しています。
- 3 職員教育 全職員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。
- 4 抗菌薬の適正使用 抗菌薬を投与することにより状態の改善を図ることができても、副作用が生じたり、薬剤耐性菌が発生したりすることがあります。このため、本院では適切な抗菌薬を選択し、適切な量を適切な期間・適切な方法で投与する、抗菌薬の 適下使用を実施しています。